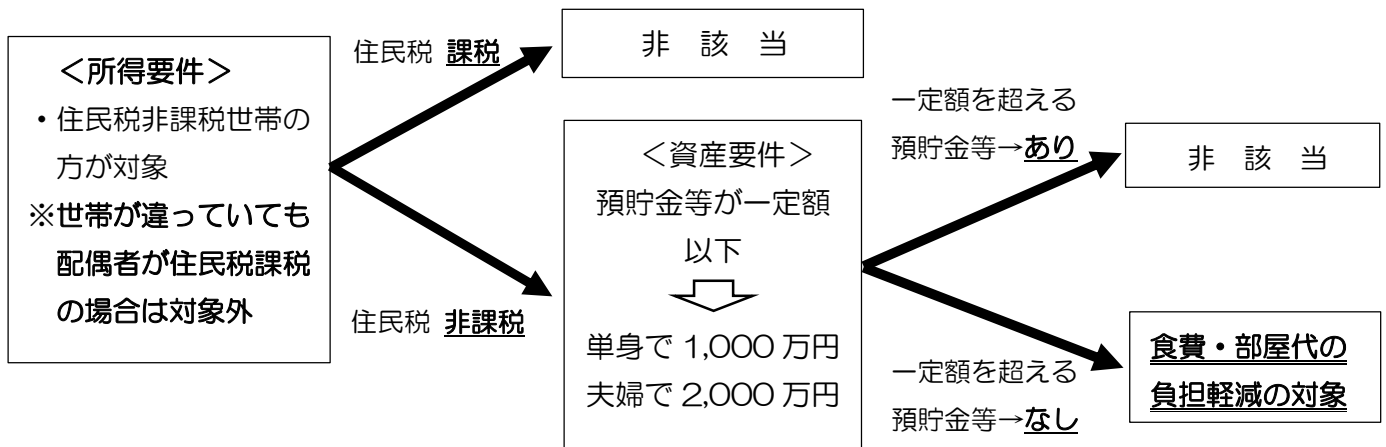


食費・部屋代の負担軽減制度について

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所、もしくはショートステイを利用する場合に、食費・部屋代は原則ご本人が負担されることになっていますが、要件を満たす方は食費・部屋代が負担軽減される制度があります。



(1) 食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ



(2) 申請に必要な書類など

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書
- ・印鑑（認印可、スタンプ式印鑑は不可）
- ・本人及び配偶者のすべての預貯金通帳等の写し（直近2ヶ月分）



- 【預貯金等の範囲】
- 預貯金（普通・定期）
 - 有価証券
 - 投資信託
 - 金・銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
 - タンス預金（現金）
 - 負債（借入金・住宅ローンなど）

【問い合わせ先】

南部箕蚊屋広域連合	〒683-0351 南部町法勝寺 377-1	電話：0859-39-6222
南部町健康福祉課	〒683-0323 南部町倭 482	電話：0859-66-5524
伯耆町健康対策課	〒689-4133 伯耆町吉長 37-3	電話：0859-68-5535
日吉津村福祉保健課	〒689-3553 日吉津村大字日吉津 872-15	電話：0859-27-5952

負担軽減の対象となる場合

利用者負担段階の区分	
第1段階	○生活保護等の受給者 ○本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者
第2段階	○本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額 が年間 80 万円以下の人
第3段階	○本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年間 80 万円を超える人

負担限度額（日額）				
部屋代			食費	
第1段階	ユニット型個室		820円	300円
	ユニット型準個室		490円	
	従来型個室	(特養等)	320円	
		(老健・療養等)	490円	
	多床室		0円	
第2段階	ユニット型個室		820円	390円
	ユニット型準個室		490円	
	従来型個室	(特養等)	420円	
		(老健・療養等)	490円	
	多床室		370円	
第3段階	ユニット型個室		1,310円	650円
	ユニット型準個室		1,310円	
	従来型個室	(特養等)	820円	
		(老健・療養等)	1,310円	
	多床室		370円	

☆対象となる場合は負担限度額認定証（白色）を送付しますので、サービス利用の際には事業所にご提示ください。